

1 - 2 資源有効利用促進法及び産業構造審議会 品目別・業種別廃棄物処理リサイクルガイドラインの概要

『資源有効利用促進法』は、“リサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用対策）”の強化に加え、“リデュース対策（廃棄物の発生抑制対策）”と“リユース対策（廃棄物の部品等としての再使用対策）”を導入し、平成3年に制定された再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）を抜本的に改正する形で、平成13年4月に施行された。

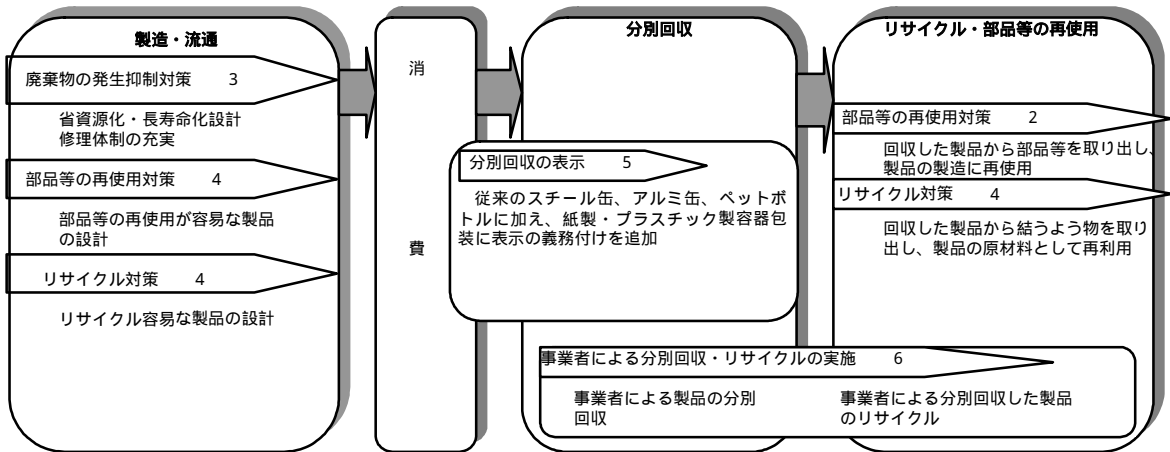
具体的には、同法は、大きく 製品対策と 副産物対策の2つの観点で構成されているが、特に製品対策に関しては、製品の設計・製造技術から回収リサイクル段階までのライフサイクル全体を包括する形で規定されている。

また、事業者の廃棄物処理・リサイクルへの自主的な取り組みを促進することを目的として、産業構造審議会において品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインが策定（平成2年、以後順次改訂）されている。その中で、例えば家電製品については、3Rへの設計・製造段階での配慮、廃棄段階における対策、長期使用の促進等が規定されている。

資源有効利用促進法によるスキーム

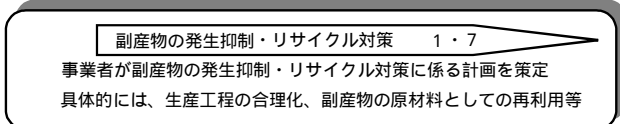
・製品対策

リサイクル対策（原材料としての再利用）を強化するとともに、廃棄物の発生抑制対策及び部品等の再使用対策を導入。



・副産物対策

工場が発生する副産物（＝産業廃棄物）の発生抑制対策とリサイクル対策（原材料としての再利用）を推進。



- 1 特定省資源業種
- 2 特定再利用業種
- 3 指定省資源化製品
- 4 指定再利用促進製品
- 5 指定表示製品
- 6 指定再資源化製品
- 7 指定副産物

表 資源有効利用促進法の対象品目・業種

	副産物の リデュース・ リサイクル	リユース 部品 使用	リサイ クル材 使用	リデュース 配慮設計	リユース 配慮設計	リサイ クル 配慮設計	分別回収 の表示	事業者の 回収・リ サイクル	副産物 リサイ クル促 進
義務業種・品質の名称	特定 省資源 業種	特定再利用業種		指定省 資源化 製品	指定再利用 促進製品		指定表示 製品	指定再資 源化製品	指定 副産物
(参考) 旧法での名称	-	-	特定 業種	-	-	第一種 指定製品	第二種 指定製品	-	指定 副産物
容器 包装	ペットボトル	-	-	-	-	-	-	-	-
	スチール缶	-	-	-	-	-	-	-	-
	アルミ缶	-	-	-	-	-	-	-	-
	ガラスびん	-	-	-	-	-	-	-	-
	プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-
	紙製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-
紙	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車・オートバイ	-	-	-	-	-	-	-	-	
家 電	家電(4品目)	-	-	-	-	-	-	-	-
	電子レンジ、衣類乾燥機	-	-	-	-	-	-	-	-
小型二次電池使用機器(電池のみの対応)	-	-	-	-	-	-	-	-	
ガス・石油機器	-	-	-	-	-	-	-	-	
金属製家具	-	-	-	-	-	-	-	-	
パソコン	-	-	-	-	-	-	-	-	
小型二次電池	-	-	-	-	-	-	-	-	
ばちんこ台	-	-	-	-	-	-	-	-	
浴室ユニット	-	-	-	-	-	-	-	-	
システムキッチン	-	-	-	-	-	-	-	-	
複写機	-	-	-	-	-	-	-	-	
硬質塩ビ管・継手	-	-	-	-	-	-	-	-	
硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の 床材・壁紙	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	
紙・パルプ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
無機・有機化学工業製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
銅第一次製錬・精製業	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気業	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 : 旧法において既指定、 : 平成 13 年 4 月指定

- 小型二次電池使用機器は、コードレスホン、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ(含デジタルスチルカメラ)、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がん具(以上既指定分)、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信装置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

3 合計 10 業種・69 品目

産業構造審議会廃棄物処理リサイクルガイドライン（品目別）

例 1：家電製品

ガイドラインの内容(平成15年9月改定)

1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮

旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 製品アセスメントの実施

各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(有害物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを実施する。

(2) 製品アセスメントの実施状況の広報

設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、(財)家電製品協会のホームページを通じて公表する。

(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進

使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。

2. 廃棄段階における対策

(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制

平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率(エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%)以上の再商品化を目指していく。

なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。

(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等

家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、技術開発及び処理施設の整備を促進する。

(3) シュレッダーダスト対策

シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発

廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。

4. 長期使用の促進

家電製品の長期使用を促進するため、

製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討

家電修理技術者の育成による修理体制の充実

長期使用製品の安全点検の普及啓発

適正な修理価格の設定

保険の活用

等の活動を引き続き実施する。

また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。

5. その他

(1) 鉛使用量の削減

鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。

(2) フロン使用量の削減

冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。

例 2 : パーソナルコンピューター及びその周辺機器

ガイドラインの内容(平成15年9月改定)

1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮

資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施

リサイクルに配慮した設計(有害物質の使用削減を含む)に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。

また、有害物質使用削減について、次のとおり自主行動計画を策定する。

対象物質:鉛、水銀、六価クロムとカドミウム

・削減目標:1000ppm、カドミウムのみ100ppm

・削減年月:2006年6月

(2) 製品アセスメントの実施状況の広報

設計・製造での取組状況及び効果を毎年度JEITAのホームページに公表する。

(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進

使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。

また、プラスチックの再利用については、原材料となる使用済プラスチックの安定供給が第一であり、同種のプラスチック確保のための方策を検討する。

2. 廃棄段階における対策

(社)日本電子工業振興協会が「パーソナルコンピューターのリデュース、リユースおよびリサイクルに関する自主行動計画」(平成11年12月)を策定し、更に、資源有効利用促進法の指定再資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備

使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、平成13年4月から開始した事業系パソコンの回収・再資源化を推進・強化するとともに、15年10月から開始する家庭系パソコンの回収・再資源化システムを速やかに整備し、実施する。

(2) リサイクルの推進

資源有効利用促進法:平成15年度の再資源化率

デスクトップ型パソコン本体 50%

ノートブック型パソコン 20%

ディスプレイ装置 55%

自主目標:平成17年度の資源再利用率(デスクトップ型)60%

部品リユース(MPU、メモリ、HDD、ケーブル等)や一層のリサイクルを推進することとする。

3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発

使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。

4. 広報・啓発活動の促進

長期使用・再資源化及び平成15年10月から開始する家庭系パソコンの回収・再資源化を促進するため、消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。

5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。